

## 小規模企業共済制度の平成 27 年度付加共済金の支給率について

### 1. 付加共済金について

小規模企業共済制度は、昭和 40 年の創設以来、予定利率「6.6%」を維持していたが、運用環境の悪化等のため、平成 8 年 4 月に「4.0%」に引き下げた。

その際、支給する共済金の額については、「掛金納付月数に応じて固定的に定め支給する方式」から、固定額の「基本共済金（予定利率に対応）」に「付加共済金（各事業年度末の収支状況に応じて変動）」を加えた金額を支給する、いわゆる「二階建方式」に変更された。

なお、「付加共済金」については、平成 8 年度に導入以降、支給実績はない。

### 2. 平成 27 年度の実支給率について

「支給率」は、当該年度の前年度末までに運用収入の見込額等を勘案して、経済産業大臣が中小企業政策審議会の意見を聴いて定めることとなっている。

支給率を定めるにあたっては、①「支給率の基準となる率」を計算し、②当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案することとなる。

#### ①「支給率の基準となる率」の計算

$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{付加共済金原資} \quad \quad \quad \blacktriangle 88 \text{ 億円} \\ \text{（施行規則第 10 条の 2 第 1 項）} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{仮定共済金等の発生見込総額} \quad 7 \text{ 兆 } 5, 125 \text{ 億円} \\ \text{（施行規則第 10 条の 2 第 2 項）} \end{array} \right]} \Rightarrow \text{「0」}$$

#### ②当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情について

今後の運用環境については、上記のとおり平成 27 年度末の繰越欠損金が 88 億円と推計され、大幅な改善が見込まれる。他方、現在の運用環境は良好に推移しているものの、現在の状況が長期にわたり安定的に続くと判断するのは困難。

⇒以上、①、②を踏まえて、支給率は「0」とする。

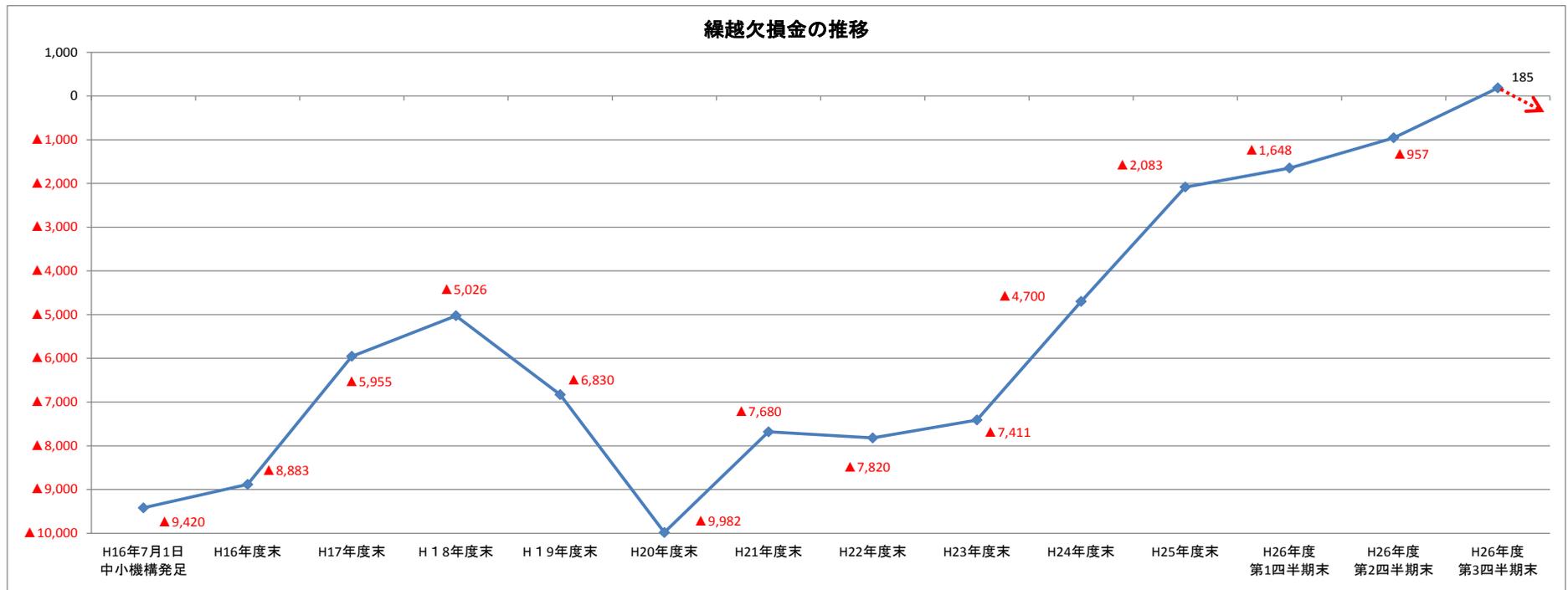
# 繰越欠損金の推移

- (独) 中小企業基盤整備機構発足時の平成16年より、以下の要因から繰越欠損金が発生。
- ① 共済資産の運用利回りが、法令に基づき支払う共済金等の予定利率を下回ったため。  
(小規模企業共済法の改正による予定利率の引き下げが遅れ、「逆ざや」が生じたため。)
  - ② 中小機構発足時(平成16年7月)の会計処理基準の変更(簿価評価⇒時価評価)等により、含み損が生じたため。

	H16年7月1日 中小機構発足	H16年度末 (7月~3月)	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度		
												第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
運用資産額	74,888	76,280	79,628	80,890	79,313	75,820	77,637	77,474	77,849	80,278	83,344	83,527	84,489	86,021
責任準備金	84,566	85,276	85,588	85,921	86,061	85,661	85,178	85,144	85,044	84,745	85,176	85,136	85,502	85,940
繰越欠損金	▲9,420	▲8,883	▲5,955	▲5,026	▲6,830	▲9,982	▲7,680	▲7,820	▲7,411	▲4,700	▲2,083	▲1,648	▲957	185
繰欠増減	—	537	2,928	929	▲1,804	▲3,152	2,302	▲140	409	2,712	2,617	434	1,126	2,268
運用利回り	—	2.12%	4.96%	2.26%	▲1.13%	▲2.88%	4.17%	0.87%	1.62%	4.56%	4.28%	0.78%	1.85%	3.45%
												4~6月期間率	4~9月期間率	4~12月期間率

(注1) 繰欠増減は、黒字=繰欠の減少、▲赤字=繰欠の増加。 (注2) H26年度各四半期末の繰欠増減は、いずれもH25年度末対比。

繰越欠損金の推移



# 付加共済金の支給率の決定について

